

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて契約に秘密保持に関する内容を含めている。

評価実施機関名

福井県鯖江市長

公表日

令和7年1月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で利用する。 ① 保健指導に関する事務 ② 健康診査の実施に関する事務 ③ 妊娠の届出の受理に関する事務 ④ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑤ 妊産婦、新生児、乳幼児・未熟児等の訪問指導に関する事務 ⑥ 低体重児の届出に関する事務 特定個人情報ファイルの取得・使用に当たり、電子申請システムも使用する。
③システムの名称	①予防接種・母子健診システム ②宛名・住登外システム ③番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ⑤電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表70の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、71、80、95、112、125、161項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政管理課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康づくり課 鯖江市水落町2丁目30番1号 0778-52-1138
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底に厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月12日	I 1-②事務の概要	① 保健指導に関する事務 ② 健康診査の実施に関する事務 ③ 妊娠の届出の受理に関する事務 ④ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑤ 妊産婦、新生児、乳幼児・未熟児等の訪問指導に関する事務 ⑥ 低体重児の届出に関する事務 ⑦ 養育医療の給付に関する事務	① 保健指導に関する事務 ② 健康診査の実施に関する事務 ③ 妊娠の届出の受理に関する事務 ④ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑤ 妊産婦、新生児、乳幼児・未熟児等の訪問指導に関する事務 ⑥ 低体重児の届出に関する事務		
平成29年4月1日	I 1-②事務の概要	(略)	(略) 特定個人情報ファイルの取得・使用に当たり、電子申請システムも使用する。	事前	平成28年4月1日付事務移管
平成29年4月1日	I 1-③システムの名称	①予防接種・母子健診システム ②宛名・住外システム ③番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ	①予防接種・母子健診システム ②宛名・住外システム ③番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ⑤電子申請システム		
平成29年4月1日	I 5-①部署 I 5-②所属長	①健康課 ②健康課長 八田 玉江	①健康づくり課 ②健康福祉部次長(健康づくり課長事務取扱) 八田 玉江		
平成29年4月1日	I 8	健康課	健康づくり課		
平成30年4月1日	I 5-②所属長	健康福祉部次長(健康づくり課長事務取扱) 八田 玉江	健康づくり課長 清水 善美		
平成31年3月31日	II-1、II-2	平成27年9月1日時点	平成31年3月22日時点		
平成31年4月1日	I 5-②所属長の役職名	健康づくり課長 清水 善美	課長		
令和2年9月18日	II-1、II-2	平成31年3月22日時点	令和2年9月1日時点	事前	再実施
令和3年9月21日	I 4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	
令和7年1月17日	I 3	①番号法第9条第1項、別表第一の49の項	①番号法第9条第1項別表70の項	事後	
令和7年1月17日	I 4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、71、80、95、112、125、161項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96項	事後	
令和7年1月17日	II-1、II-2	令和2年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月17日	IV 8		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底に厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年1月17日	IV 11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行い、アクセスログの記録もしている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	